

議員提出第 5 号議案

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律に対し、附帯決議に基づいて見直しを求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年6月26日

提出者	府中市議会議員	稲	津	憲	護
賛成者	〃	竹	内	祐	子
	〃	奥	村	さ	ち
	〃	西	の	な	お
	〃	前	川	浩	み

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律に対し、附帯決議に基づいて見直しを求める意見書

先の国会で6月9日に参議院本会議で可決された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（以下、改正法）」は、日本に暮らす移民や難民の命を危険にさらす問題をはらんでいる。

2021年に廃案となった法案は難民申請をしている外国人でも強制的に母国に送還されることや、退去命令に従わない人に罰則を設けるなどの点が、難民の地位に関する条約（以下、難民条約）違反、人権侵害であるなどと国内外から批判を浴びていた。このたびの改正法においても、3回以上の申請を繰り返す難民申請者の送還を可能にする措置などが盛り込まれている。これは、迫害を受けるおそれがある国への追放・送還を禁じた難民条約第33条第1項の「ノン・ルフールマン」原則に反している。

名古屋出入国在留管理局で収容中に亡くなったスリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさんのように、在留資格を失った外国人が施設に収容されている過酷な実態が明らかになるなど、収容施設の対応や政府の入管の在り方は日本弁護士連合会や多くの人権団体からも批判を受けている。

日本は、2023年12月に開催が予定されている第2回グローバル難民フォーラムの共同議長国を務めることとなっており、積極的に国際的な人道支援の体制をリードする立場であることを踏まえ、1981年に批准した難民条約に基づき、広く母国で迫害等を受け、日本に逃れてきた方たちを保護するため、外国人を規制する出入国管理と、保護の理念に立つ難民認定が同じ機関で所管するのではなく、第三者機関の設置等により、真に保護を必要とする者を確実に保護するよう、制度の抜本的改正が必要と考える。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、令和5年6月8日に参議院法務委員会で決議された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」に基づき、外国人との共生社会の実現に向けて改正法を見直すよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月26日

議 長 名

(宛て先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、  
内閣官房長官